

杉並区青少年委員に関する規則

昭和四十年三月十九日

教委規則第四号

改正 昭和四九年 四月一八日教委規則第五号
昭和五三年 三月二三日教委規則第四号
昭和六二年 三月二八日教委規則第九号

(目的)

第一条 この規則は、杉並区青少年委員(以下「委員」という。)の職務その他に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第二条 委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 青少年の余暇指導に関すること
- 二 青少年団体の育成に関すること
- 三 青少年指導者に対する援助に関すること
- 四 官公署、学校および青少年関係団体相互の連絡に関すること
- 五 前各号のほか青少年教育の振興に関すること

(選任)

第三条 委員は、青少年の余暇指導および青少年団体の育成に直接たずさわり、かつ、相当な実績をあげつつある者のうちから杉並区教育委員会が委嘱する。

(定数)

第四条 委員の定数は、四十九名とする。

(任期)

第五条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(研修)

第六条 委員は、常に連絡協調し、その職務を行なうために必要な知識の修得に努めなければならない。

(委任)

第七条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に東京都青少年委員の職にあつた者は、その残任期間この規則施行の日をもつて別に辞令を用いず東京都杉並区青少年委員の職についた者とみなす。

附 則(昭和四九年四月一八日教委規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五三年三月二三日教委規則第四号)

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則(昭和六二年三月二八日教委規則第九号)

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。